

芦屋市強靱化計画

～より安全で安心して住み続けたい・住んでみたいまち芦屋に向けて～

令和4年4月改訂

芦屋市

芦屋市民憲章

昭和39年（1964年）5月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

第1章	計画の策定趣旨、位置づけ	
第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置付け	2
第3	計画期間	2
第2章	計画の基本的考え方	
第1	基本目標	3
第2	事前に備えるべき目標	3
第3	本市の強靱化を推進する上で考慮すべき事項	3
第3章	本市の概況、対象とする災害	
第1	本市の概況（地理的条件、自然条件など）	5
第2	想定する大規模災害（対象とする災害）	7
第4章	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
第1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	12
第5章	強靱化に向けた推進方針	
第1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別推進方針	14
第2	横断分野別推進方針	24
第6章	計画の推進と見直し	
第1	計画の推進と見直し	25
第2	「別表 芦屋市強靱化に資する国庫補助事業」	26

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

第1 計画策定の趣旨

本市では、平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、芦屋市地域防災計画の修正を行うとともに、ただ元の姿に戻るだけでなく、先人から受け継いだものを最大限に生かし、災害に強く、暮らしやすいまちにすることを目指し、市民と行政が一体となって歩んできた。

しかし、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災はこれまでの想定を超えた被害をもたらし、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を明らかにした。また、近年集中豪雨の発生回数が増加し、台風が大型化するなど土砂災害の発生が懸念されている。

国では、大規模自然災害が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25年（2013年）12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布、施行した。また、基本法に基づき国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）などを、平成26年（2014年）6月に策定するなどして、政府一丸となって強靱な国づくりに向けた取組を進めている。

また、県においては、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」が平成28年（2016年）1月に策定されている。

本市においても、阪神・淡路大震災を教訓として安全・安心なまちづくりを進めてきた。震災以降、数多くの自主防災会の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備を進めてきたほか、平成22年度（2010年度）末時点において市立小中学校及び幼稚園の耐震化率を100%とするなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいるが、気象災害に対する備えをはじめ、近い将来発生が懸念されている南海トラフ大地震による津波に対しては、津波一時避難施設の指定や、各種ハザードマップ等を活用した市民への啓発などのソフト対策の取組を進めている。

国の動向を踏まえ、国及び県と一体となった取組を推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、より強くてしなやかな地域の構築を目指し、本市の強靱化に関する指針となる芦屋市強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定し、「より安全で安心して住み続けたい・住んでみたいまち芦屋をめざして」取組を推進する。

第2 計画の位置付け

基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する。

また、市政の基本方針である第5次総合計画及び第2期創生総合戦略を踏まえ、災害対策基本法に基づき策定した地域防災計画及び各部で策定される各部門別計画と整合を図りながら策定する。

第3 計画期間

強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、市の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、推進期間は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とした。

本計画では、平成29年度（2017年度）の前計画の方向性を踏襲することを基本とする。各事業の関連計画との整合を図り、基本計画と兵庫県強靱化計画を指針とし、更新するものとする。

第2章 計画の基本的考え方

住宅都市である本市にとって、質の高い良好な住環境の形成が重要な施策であり、より安全で安心して住み続けたい・住んでみたいまち芦屋をめざして、基本計画及び兵庫県強靱化計画との調和を保ちつつ、基礎自治体としての役割を踏まえ、基本計画で示された4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」をもとに、本市が住宅都市であることから、本市の目標として以下のとおり4つの「基本目標」及び6つの「事前に備えるべき目標」を設定し、取組を進めていく。

第1 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図ること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 4 迅速な復旧復興すること

第2 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3 本市の強靱化を推進する上で考慮すべき事項

地域を強靱化するに当たって、最も備えるべきリスクである地震に対しては、市民の生命・財産を守るためには市域の多くが住宅地であることを踏まえると、公共施設や住宅が安全であることが重要である。阪神・淡路大震災以降、市民が利用する公共施設の耐震化を進めてきた結果、耐震化率は100%となり、民間の建築物の耐震化率についても高い水準にあり、ハード面の整備は進みつつある。

一方で、災害時の避難・救助活動から避難生活、復旧・復興過程まで、お互いが助け

合うこと、防災においては自助・共助が重要である。そのため、災害発生直後の情報伝達をはじめ、地域において防災力を高めるためのソフト対策も不可欠となる。

これらのことから、より安全で安心して住み続けたい・住んでみたいまち芦屋をめざして、ハード対策の足りない部分をさらに進め、ソフト対策と組み合わせることにより、本市の強靱化の取組を推進していく。

第3章 本市の概況、対象とする災害

第1 本市の概況（地理的条件、自然条件など）

1 位置及び面積

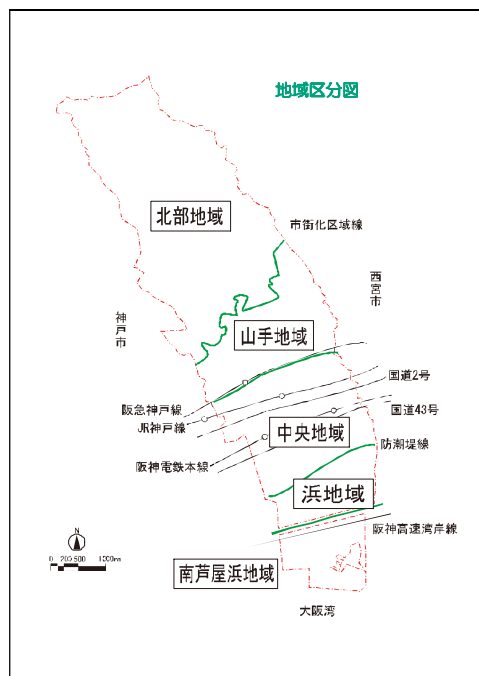
本市は兵庫県の南東部、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、北は六甲の山並み南は大阪湾に面し、気候温和な自然環境と便利な交通環境など、生活条件に恵まれた住宅都市です。

面積は18.57km²で、東西約2.5km、南北約9.6kmと南北に細長いまちです。

2 地勢

本市は、北部の山地部と台地や低地の平坦部からなり、六甲山を頂点として南北に細長いひな段型の地形構造となっている。

市街地は、おおむね標高100m以下の平坦部に形成されており、芦屋川と宮川が大阪湾へ注いでいる。平坦部は、六甲山地の裾野を形成している山麓地域（山手地域）と、芦屋川の扇状地等からなる平坦市街地地域（中央地域）、埋立地である芦屋浜地域（浜地域）と（南芦屋浜地域）に区分される。



3 地質

本市は、背山を構成している堅い岩盤と山麓から海岸へかけての台地や低地を構成している未凝固の地層からできている。岩盤は古生層と花崗岩であり、山地をつくっているほか、平野部の地層の基盤となって深く広く横たわっている。台地や低地の地層は、大阪層群、段丘レキ層と呼ばれる洪積層及び沖積層であり、かつて湖底や浅海底に堆積した土砂が陸上に現れたものや、かつての河原であったレキ層などであって、基盤岩を薄く覆っている関係にある。

4 市の特性

本市の位置する阪神地域は、東西に伸びる国土幹線軸によって全国と結ばれ、高度経済成長期を通じて工業・商業などの産業が発達した地域で、高次な都市機能が形成されている。

また、南北に細長い地形をもつ本市は、山や海、河川の豊かな自然とともに交通の利便性にも恵まれるという立地条件から古くから発展した。その特徴として、産業の発達した地域としてではなく、良好な住宅地としてまちが形成された。今では全国的に優良な住宅地の一つとして、また、優れた住環境を備えた「国際文化住宅都市」として、その名を知られている。

5 気象概況

本市は、瀬戸内海の東端大阪湾に臨み、表六甲に位置するため、気候は瀬戸内式気候に属し、温暖で比較的雨量が少なく、晴天の多いところです。

消防本部観測資料等によると、降雨量は、平野部で年間約1、200mm、六甲山頂部では2、000mmを超える。山地部では高度を増すに従って雨量が多くなっている。風向きは、冬季は北東から東北東の風が、夏期は西の風が卓越する傾向にある。

6 市民の防災に関する取組状況

災害時に、共助の中心的な役割を担う自主防災組織の組織数は66団体（令和4年（2022年）4月現在）あり、組織率は90%を超えている。また、自主防災組織ごとに地域での訓練（避難誘導、炊き出し等）を随時実施している。

第2 想定する大規模災害（対象とする災害）

1 災害想定

（1）地震・津波

本市は、海溝型の地震としては、「南海トラフ」による地震を想定している。

また、本市に大きな地震被害をもたらすと考えられる断層があり、「六甲・淡路島断層帯」「有馬－高槻活断層帯」「山崎断層帯」「中央構造線断層帯」「上町断層帯」を内陸活断層による地震として想定している。

（2）風水害・土砂災害

本市が被る風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害（高潮、波浪、洪水を含む）、異常潮位現象による高潮などが考えられる。

豪雨等の影響により、北部地域及び山手地域の土砂災害警戒区域等においては、土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊）の危険性も有している。

2 被害想定

（1）南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年以上経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海トラフ地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

南海トラフ地震は、これまでのパターンから考えて、21世紀前半に発生する可能性が極めて高く、地震による津波は、南あわじ市の沿岸では地震発生後44分で津波の第1波が到達し、その最高津波水位はT. P + 8. 1mが予想される。芦屋市でも地震発生後最短111分で1mを越す津波が到達し、最高津波水位はT. P + 3. 7mが予想される。陸域の沈降と河川・海岸等の構造物が地震動による沈下、水門・陸閘等は常時閉鎖の施設以外は開放状態とした場合は、標高の低い防潮堤線から国道43号の区域で浸水被害が出る可能性がある。芦屋市では震度6弱が想定されている。

■ 本市の被害想定

被害情報				
		発災時刻		
		冬 5 時	夏 1 2 時	冬 1 8 時
原因別建物全壊棟数 (棟)	計	5 1	5 1	5 2
	揺れ	2 1	2 1	2 1
	液状化	1 7	1 7	1 7
	火災	0	0	1
	土砂災害	0	0	0
	津波	1 3	1 3	1 3
原因別建物半壊棟数 (棟)	計	1, 1 7 6	1, 1 7 6	1, 1 7 6
	揺れ	2 8 3	2 8 3	2 8 3
	液状化	5 9 3	5 9 3	5 9 3
	土砂災害	1	1	1
	津波	2 9 9	2 9 9	2 9 9
原因別死者数 (人)	計	2 6 2	1 4 2	1 8 6
	揺れ	1	0	0
	(うち屋内収容物落下等)	(0)	(0)	(0)
	火災	0	0	0
	土砂災害	0	0	0
	津波	2 6 1	1 4 2	1 8 6
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0
	交通 (道路)	0	0	0
原因別負傷者数 (人)	計	7 2 3	4 0 9	5 2 5
	揺れ	5 7	2 1	3 3
	(うち屋内収容物落下等)	(2)	(1)	(1)
	土砂災害	0	0	0
	津波	6 6 6	3 8 8	4 9 0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	2
	交通 (道路)	0	0	0
原因別重傷者数 (人) (負傷者数の内数)	計	2 2 8	1 3 3	1 6 9
	揺れ	2	1	1
	(うち屋内収容物落下等)	(0)	(0)	(0)
	土砂災害	0	0	0
	津波	2 2 6	1 3 2	1 6 7
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	1
	交通 (道路)	0	0	0
避難者数 (人)	当日	4, 2 0 8	2, 5 3 5	3, 1 4 7
	1 日後	4, 2 0 8	2, 5 3 5	3, 1 4 7
	1 週間後	6 8 2	7 7 4	7 4 3
	1 ヶ月後	3 5 1	3 9 9	3 8 3
帰宅困難者数 (人)	当日	—	8, 1 4 1	5, 6 7 0
断水人口 (人)	1 日後	4, 8 1 3	4, 8 1 3	4, 8 1 3
下水道支障人口 (人)	1 日後	1, 7 6 6	1, 7 6 6	1, 7 6 6
停電 (軒)	1 日後	3 7 1	3 7 1	3 7 1
通信支障回線 (回線)	1 日後	3 2 6	3 2 6	3 2 6
ガス供給停止 (戸)	1 日後	0	0	0
災害廃棄物等 (千トン)	計	4 3 ~ 6 0	4 3 ~ 6 0	4 4 ~ 6 1
	災害廃棄物	1 4	1 4	1 5
	津波堆積物	2 9 ~ 4 6	2 9 ~ 4 6	2 9 ~ 4 6

(2) 六甲・淡路島断層帯地震

六甲・淡路島断層帯地震は、平成7年（1995年）に起きた兵庫県南部地震と最も類似した条件の下で起こる地震である。阪神間北部を中心に多数の家屋崩壊、火災の発生、海岸部を中心とした地盤の液状化現象、ライフラインや交通網の寸断など、都市型の大災害が発生するおそれがあり、軟弱地盤が分布している地域は特に注意が必要である。六甲山系は数多くの断層が走り、基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから地質的、地形的に土砂災害が発生しやすいうえ、山腹部まで住宅開発が進んでおり、危険性が高い。さらに断層を横切っている交通施設等も少なくなく、震源の位置と規模によっては、極めて大きな被害をもたらす可能性がある。芦屋市では震度7が想定されている。

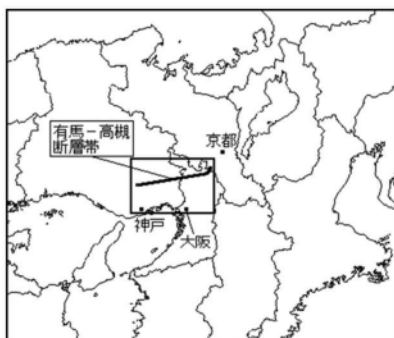
・断層帯位置図



(3) 有馬－高槻断層帯地震

有馬－高槻断層帯は、北摂山地と大阪平野・六甲山地の境界部にほぼ東北東－西南西に延びる活断層帯であり、発生確率は低いものの、少なくとも東部では、ずれの量が右ずれ最大3m程度、マグニチュードが7.5程度（±0.5）の地震が発生する可能性がある。芦屋市では震度7が想定されている。

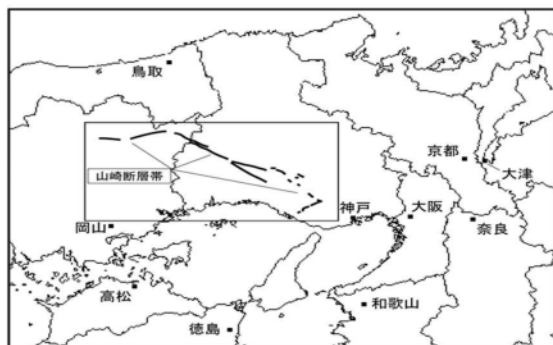
・断層帯位置図



(4) 山崎断層帯地震

山崎断層帯地震は、震源地付近では震度7に達することもありうる内陸直下型地震であり、その場所が臨海部に近いほど播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフラインなどへ大きな被害をもたらす可能性がある。芦屋市では震度6弱が想定されている。

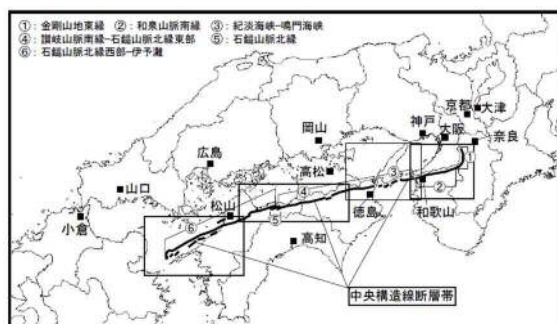
・断層帯位置図



(5) 中央構造線断層帯地震

中央構造線断層帯は紀伊半島北部から四国を横切って九州北部にまで達する活断層であり、本市への影響が最も大きいと考えられるのは、淡路南縁断層帯周辺を震源とする地震である。この場合、震源地付近では震度7に達することも考えられ、淡路島南部を中心に大きな被害をもたらす可能性がある。芦屋市では震度6弱が想定されている。

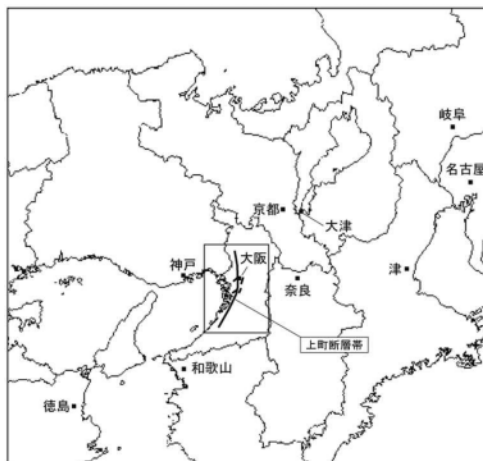
・断層帯位置図



(6) 上町断層帯地震

この地震の震度6強以上の強震動を受けるエリアは、人口や建物の集中した大阪市を含む大阪府中心部であり、大きな被害をもたらす可能性がある。芦屋市では震度6強が想定されている。

- ・断層帯位置図



第4章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

第1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本計画では、国の基本計画の取組状況を踏まえ、想定するリスクとして、「地震・水害（土砂災害を含む）・津波」とし、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（以下「リスクシナリオ」という。）横断分野別推進方針以下のとおり設定した。

設定にあたっては、国の基本計画で定められている45の「リスクシナリオ」及び「強化施策分野」に基づき、本市が住宅都市であることなども踏まえ、項目の統合、削除などを行い次のとおり取りまとめた。

なお、国の基本計画にならい、19のリスクシナリオを6つの「事前に備えるべき目標（以下「事前目標」という。）」との関連付けを行い設定している。

1 リスクシナリオ

事前目標1 直接死を最大限防ぐ

- 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
- 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

事前目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
- 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱
- 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

事前目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

- 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

事前目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

6-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

2 横断分野別推進方針

19 のリスクシナリオを回避するために必要な施策の分野として、以下の2つの横断的分野を設定した。

(1) リスクコミュニケーション

(2) 老朽化対策

第5章 強靱化に向けた推進方針

兵庫県が公表している各災害の被害想定に対しては、ハード対策の整備のみでは対応が困難であるため、災害発生直後の情報伝達をはじめ、地域において防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせることで効果的に本市の強靱化の取組を推進する。

第4章で示した19項目の起きている最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、各リスクシナリオに対する本市における取組状況などについて調査を行い、推進方針を取りまとめた。

第1 起きている最悪の事態（リスクシナリオ）別推進方針

事前目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき簡易耐震診断や耐震化促進に向けた耐震改修工事、建替工事、防災ベッド設置への助成事業を行う。また、セミナーやニュース等で啓発し、耐震化を促進させる。
- 市民が利用する市有建築物の耐震化率は100%達成しているが、民間の特定建築物耐震化助成事業を継続的にを行い、耐震化を促進する。

（非構造部材の耐震対策を推進）

- 市立の学校園等の屋内運動場・武道場・講堂・屋内プールの特定天井の耐震化は完了しているが、市民が利用する市有建築物で特定天井を有する空間について、大規模な改修工事を実施する際には、天井の耐震化とその他の部材の耐震化の実施を検討する。
- 民間建築物の定期報告制度を活用し、建築物の所有者に基準の周知を行うとともに、耐震性に関する安全性の確保を図るよう指導する。

（交通施設及び沿線、沿道建築の耐震化の促進）

- 緊急輸送道路が指定されており、緊急輸送道路沿道の建物の耐震化を促進する必要がある。民間建築物の耐震化を促進するため、特定建築物耐震化助成事業及び住宅耐震化促進事業を継続的に行う。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災予防・被害軽減のための取組)

- 本市ホームページ・広報紙での周知、広報用ポスターの配布等、火災予防週間中に実施している広報活動を継続するとともに、消防本部が主催する講習会等においても防火広報を実施する。
- 市職員に火災や地震等の被害を予防・軽減するための取組（例：家具の転倒防止を行う。通路に物品を放置しないようにする等）を周知することで、市有建築物の強靱化を図る。防火訓練では、関係課が部を越えて連携し、年に1回程度開催する。

(公設防火水槽の耐震化)

- 平成28年度から実施している経年防火水槽について、引き続き耐震化及び老朽化対策を進めていく。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(防災地域づくり)

- 自主防災組織がない地域の組織結成を推進する。また、自主防災組織活動の強化・活性化を図るため、自主防災組織間の定期的な交流の場を設ける。

(避難場所や避難路の確保)

- 一時避難施設について、エリアによって施設数の偏りがあるため、新たな施設を指定する。一時避難施設の利用について、地区防災計画の策定を進める中で地域に対して啓発を進める。
- 災害発生時、神戸市、西宮市と隣接している地域の防災体制の連携について協議を進める。

(発災後の交通渋滞による避難の遅れを回避)

- 浸水地域で避難訓練を実施し、適正な避難方法を確認する。

(排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備)

- エネルギー確保の観点から、燃料の確保に関する協定を活用するとともに、本市における備蓄状況や感染症対策等の社会の変化を踏まえ、必要とされる支援と市民生活の早期再建に寄与する災害時応援協定の締結を進める。

- 県が実施する「平成30年台風第21号により高潮被害が発生した地区の再度災害防止の緊急対策」及び「それ以外の地区の対策」について、計画的に連携して進める。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（土砂災害対策）

- 土砂災害特別警戒区域内にある住宅に対し、移転や改修等への補助制度の活用を促進するとともに、県が実施する急傾斜地崩壊防止対策事業等を進める。市有地については、市が急傾斜地崩壊防止工事を進める。
- 市民の生命や財産の保全のため、国県とともに山地災害の防止対策を進める。

（土砂災害警戒区域等の周知）

- 土砂災害警戒区域等の指定は、防災情報マップや県CGハザードマップ等により周知し、活用方法は各種地域のイベントや市ホームページ、広報誌等を通じて啓発を行う。

（風水害対策の啓発）

- 国、県、気象庁等が提供する情報の活用方法をあしや防災ガイドブック、あしや防災ネット、ホームページ、SNS等を通じて周知し、早めの避難の必要性を啓発する。

（台風・集中豪雨等に対する防災情報の強化）

- 神戸地方気象台とのホットライン等の連絡体制を継続するほか、複数の手段でより詳細な市内の気象情報を取得に努め、避難情報の発令や危険箇所の把握に役立てる。

事前目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（海上物資輸送による物資集積所の活用）

- 南芦屋浜地区のホテル南の敷地を利用し、海上輸送の配送体制を整備する。また、必要に応じて瀬戸内の自治体に協力を要請する。

（災害時応援協定の締結の推進）

- エネルギー確保の観点から、燃料の確保に関する協定を活用するとともに、本市にお

ける備蓄状況や感染症対策等の社会の変化を踏まえ、必要とされる支援と市民生活の早期再建に寄与する災害時応援協定の締結を進める。

（地下水源の利用の検討）

- 耐震性貯水槽（11基）の整備は完了したことにより市民全員の約3日分の飲料水（1人1日3リットル）が確保されているが、公共施設の大規模改修時には井戸の設置を検討する。また、SNSや広報などを通じて、災害時協力井戸の拡充を進める。

（地域における食料・燃料等の備蓄）

- 市は地域防災拠点となる市立小学校等に1日分の食料備蓄を完了しており、長期にわたる救援物資の供給不足に備えて県や協定企業からの調達物資により、避難生活のための必要な物資を供給する。

（避難所となる学校園施設の防災機能強化）

- 拠点避難所となる小中学校や公共施設において防災用照明設備、マンホールトイレ、ガラス飛散防止対策等の防災力向上に向けた取組みを進める。学校園施設の防災機能を強化するため、各避難所における感染症対策を踏まえた避難所開設運営の取組を推進する。

（避難スペースの確保）

- 想定収容人員の不足が生じる等の場合には、指定避難所の避難スペース以外の活用やホテル、旅館等を避難所として利用できるよう検討し、避難所での3密（密閉、密集、密接）を回避することにより、感染拡大防止を図る。

（各家庭、避難所等における備蓄量の確保）

- 大規模災害等の緊急時に備えて避難所生活に必要な物資、管理用備品及び感染症対策を踏まえた物資等を備蓄する。家庭用食料品を各家庭に備蓄をするよう、地域での防災訓練やあらゆるツール・機会を捉えて、多様な機会・方法により啓発する。また、民間事業者との応援協定をさらに推進していき、被災者のニーズに配慮した備蓄品目の選定を推進する。

（燃料等の取扱いに関する体制整備）

- 不測の事態に備え、燃料供給が可能な団体と災害時応援協定を締結しており、供給する優先度を付けた供給体制を構築する。

(民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築)

- 民間事業者等と物資供給（食料品・飲料水・生活必需品・燃料等）、避難所生活の環境改善（トイレ・毛布等）、感染症対策等などの災害時応援協定先の充実を図る。物資輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定を活用し、災害時に安定供給できる体制の構築を進める。

(災害時に様々な支援を受け入れるための体制の構築)

- 災害時における様々な支援に対し、県が策定した「災害時応援受け入れガイドライン」に基づき、災害時受援計画を策定し、円滑な受援体制の構築を進める。

(物資配送に係る連携)

- 県の備蓄物資や各種支援物資等を円滑に集配送するため、人員・資機材の確保や訓練の実施、災害時応援協定など運用面での強化を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(道路の防災対策)

- 緊急輸送道路沿道の建物の耐震化及び道路の老朽化対策を優先して進め、その他の道路についても老朽化対策を進める必要があるため、道路施設である舗装・橋梁等の補修を計画的に進める。

(避難路の確保)

- 東西の道路である緊急輸送道路から防災上重要な施設（市庁舎、基幹となる避難所、病院等）に至る主に南北軸の道路である「緊急輸送道路を補完する道路」については、重要な施設を結べるよう無電柱推進計画に基づき対策を実施する。また、「緊急輸送道路を補完する道路」の橋梁については、適切に維持管理を行う。

(山間地等における避難路や代替手段の確保)

- 奥池地区へ通行できなくなった場合の代替手段を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場を活用する。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応業務の標準化)

- 地域防災計画・各班行動マニュアル等に基づき、庁内の情報連絡方法、配備体制等の標準化を図る。

(防災関係機関との連携強化・訓練)

- 平時から、国、県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携を密にし、情報の共有化や連携強化を図るとともに、合同防災訓練等において、地域の特性や様々な被害を想定した実戦的な訓練を実施する。
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一同に会する防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱

(帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保)

- 市内事業者、学校、鉄道事業者等に対して、自らの施設において、従業員・生徒・利用者の帰宅困難者対応を実施するよう要請する。幹線道路沿いの避難所・公共施設を活用することも含め、一時滞在施設を決めて帰宅困難者を収容できるよう施設を確保し、情報、休憩場所、トイレ等を提供することを目指す。また、一時滞在施設の場所を表示する看板等の設置について検討する。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(地域の医療機関等との連携体制の構築)

- 医薬品・医療資器材を確保に向けた取り組みを進める。救護所設置による医療体制確保のため、必要な資器材を確保するとともに定期的に維持管理を行い、必要時に速やかに利活用できるよう災害時応援協定や各種団体との応援体制、連携強化を進める。
- 平時から情報・協力体制の連携を強化するため、医師会、災害拠点病院、災害対応病院の相互連携を促進する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(平時からの予防接種の促進)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、予防接種を促進する。平時からあらゆる機会をとらえ定期予防接種の勧奨を行う。

(消毒や害虫駆除等)

- 消毒薬及び害虫駆除薬剤を薬剤倉庫に備蓄しており、また、県と県ペストコントロール協会が協定を締結しているため、市の要請に応じて消毒及び害虫駆除を行う体制も構築されている。ただし、必要に応じて消毒及び害虫駆除等に関する協定の締結を進

める。

（下水の速やかな排除・処理）

- 円滑かつ迅速に対応するために、下水道事業業務継続計画に基づき、関係各課間の連絡体制を構築し、併せて、関係団体との災害時応援協定の締結を行う。

（下水道BCPの検証）

- 下水道事業業務継続計画に基づいた訓練を行い、検証して精度を高める。

（医療活動を支える取組）

- 災害時の医療活動に対応できるように感染症対策も踏まえた物資の備蓄及び連携体制の構築を進める。

事前目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続体制の強化）

- 業務継続計画に基づき非常時に優先すべき業務を確保できる体制の構築を進める。
災害時受援計画の拡充を進め、より効果的かつ実効性の高い受援体制の構築を進める。

（災害時の支援体制を確立するための機能維持）

- 円滑な応援活動に向けた関係機関との協力体制の構築を進める。また、関係団体との災害時応援協定を活用し、応急活動に不可欠な燃料を確保する。

（バックアップ拠点となる施設の整備）

- 災害対応の拠点となる本庁舎東館は耐震性を備えているが、災害時に使用できなくなった場合、直ちに消防庁舎で対応できるよう資機材の整備等を行う。

（生活等に必要不可欠な電力の確保）

- 電力供給の遮断に備え、学校施設の体育館等へ非常用自家発電設備や移動式発電機等の整備を進め、燃料供給に関する協定により燃料を確保する。

（災害時即時対応体制の強化）

- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるようマニユ

アルを各班単位で作成しており、職場研修等を通じて精査・周知徹底を図る。また、防災に関する知識を備えた職員を増やすため、職員の防災士の資格取得を促進する。

(指定管理者との協定の締結)

- 災害発生時に避難所等となる公共施設の指定管理者が円滑に災害時応援体制を構築できるよう災害時の役割分担に関する基本協定の締結等、有効な手段の構築を進める。

事前目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練の充実強化)

- 防災行政無線、衛星電話、災害時優先電話、緊急告知ラジオ等について、発災時ににおいて円滑に通信、情報伝達ができるよう継続して研修・訓練を実施するとともに、通信基盤の高度化を図る取組を進める。消防部局の通信手段について、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線の更新整備を実施する。

(ラジオ放送等を活用した災害対策)

- あしや防災ネット、SNS、市公式ホームページ等を活用した情報伝達を図っているが、緊急時に情報入手が困難な方に対し、操作の不要な緊急告知ラジオの普及促進を進める。また、防災行政無線の改修に併せて新たな情報伝達手段を検討する。

(情報通信システム基盤の耐災害性の向上)

- 災害時における初動業務の開始が即時に行えるようICT部門の業務継続計画に基づいて訓練等を実施する。タブレット等を活用した避難所などとの連絡体制を整える。情報システムやネットワークについて、冗長化やクラウド化など必要に応じてその時々での最適な手段により、通信確保対策を講じる。また、防災行政無線屋外拡声子局と親局が通信できる機能を有効活用していく。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報の収集・伝達体制の整備強化)

- 被災状況に応じたツールにより必要とする情報を適時・的確に入手できるよう通信・連絡手段の多ルート化を検討する。

(災害時要配慮者等の避難支援体制の構築)

- 避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等が、避難支援者と連携を図り、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。また、地域での防災活動を推進するため、避難行動要支援者の個別避難計画と合わせて、地区防災計画の作成の支援を進める。
- 災害時のコミュニケーションをより円滑に対応するため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、外国人及び聴覚障がいのある人の災害時バンダナ、コミュニケーションボード等を活用する。また、専門ボランティアとして通訳ボランティアを活用し、行政窓口等で支援を行う。在住外国人にカタログポケット等のコミュニケーションツールを用い、多言語や音声での情報発信と防災に関する啓発活動を行う。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(避難者に対する避難標識)

- 標高標示板の追加の設置を検討し、現状の避難所・津波一時避難施設の避難標識の視認性向上を図る。災害時の情報発信について、映像表示システム等を活用した新たな手法を検討する。

事前目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

(迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施)

- 災害後の道路復旧が円滑に行われるには、道路境界が明確であることが重要なため、地籍調査を順次実施する。災害時における道路啓開や電気設備などの復旧について、電力会社等と相互に連携・協力体制を構築する。

5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(応急給水体制の整備・強化)

- 応急給水用給水源の確保・給水用資器材の整備・強化を図る。

(水道施設等の耐震化の推進)

- 基幹水道施設（配水池）及び老朽管路の更新を優先して、耐震化を進める。

(水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等の推進)

- 日本水道協会が開催している各種技術連携研修や大阪市水道局などが開催している研修に継続して参加し、職員の技術力の向上に努める。

(大規模災害時の広域的な応援体制の整備)

- 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく応急給水訓練や情報伝達訓練に継続して参加し、応援体制の整備に努める。

(雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等の普及・促進)

- 雨水貯留タンク設置への費用助成を行い、雨水再生するほか、「災害時協力井戸」の制度を活用し、水資源の有効利用等の普及・促進を進める。

(耐食性・耐震性に優れたガス管への取替え)

- 地震発生時にはガス管路が破損し、供給停止が発生する可能性があるため、耐食性・耐震性に優れたガス管への交換が進むよう、協力して取組みを進める。

(自立・分散型エネルギーの普及促進)

- 災害時に対策拠点となる施設や災害時医療の拠点となる施設等の電力供給の途絶に備え、非常用電源設備の整備を進めているが、エネルギーが長期途絶することを回避するため、設備更新時に自立・分散型エネルギーの利活用を検討する。また、災害時の燃料供給体制の構築に向け燃料の確保に関する協定等を活用する。

(下水道施設の耐震化の推進)

- 下水処理場及びポンプ場が機能停止しないよう、必要に応じた耐震化工事を進める。
- 改築更新工事に合わせて下水道管路の耐震化を進める。

事前目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保)

- 災害廃棄物処理計画を見直し、仮置場の必要面積等を考慮した場所を選定する。具体的な仮置場の指定は、災害廃棄物処理計画と策定予定の環境処理センター施設整備基

本計画等との整合性を図りながら検討する。

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態に備えるため災害廃棄物処理計画を改定する。

6-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域コミュニティ力の構築の促進)

- 地域コミュニティ力構築の促進をするため、地域コミュニティ主催の防災訓練の内容に避難行動要支援者を含む避難行動訓練などを推奨し、地区防災計画の策定などを通じて、地域の繋がりを高め、各地域の取組みを連絡協議会等で共有し、名簿の取り交わしを進める。

(ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり)

- 災害時の行動について、危機感を持ってもらうために地震津波や土砂災害等の危険性を伝える訓練などを行うことにより、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進する。地区の特性を踏まえた地区防災計画策定の取組を推進し、地域コミュニティにおける共助の意識を醸成させ、地域防災力を向上させる。

第2 横断分野別推進方針

1 リスクコミュニケーション

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

- 地域での防災体制を強化するため、消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。
- 防災士の会を通じて、フォローアップ研修等によるスキルアップを行い、自主防災会との協働を推進する。
- 地域で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。

(防災教育の実施)

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、日頃から災害に備える防災・減災の意識を高めるとともに、避難訓練等を通じて、自らの生命を守り安全を確保することができる能力を培う防災教育を推進する。

2 老朽化対策

(公共施設の老朽化対策)

- 公共施設について、計画的な施設の点検・修繕を行い、安全性を最優先した計画的な整備の推進とともに、施設の防災機能向上を図る。

(社会基盤施設の老朽化対策)

- 道路、上下水道、公園等の施設について、計画的な定期点検を行うとともに、損傷があり対策が必要な施設については優先度に応じた修繕、更新を実施するなど、計画的・効率的に老朽化対策を推進し、市内の安全・安心を確保する。

第6章 計画の推進と見直し

第1 計画の推進と見直し

本計画による強靱化を着実に進めるため、全庁横断的な体制のもとで推進していく必要がある。また、国、県、関係団体、民間事業者、市民などとの連携・協力が重要であることから、平時からの関係構築に努め、計画を推進していく必要がある。また、芦屋市強靱化に資する国庫補助事業の一覧は別途定める「別表 芦屋市強靱化に資する国庫補助事業」に明記する。

今後の社会情勢の変化や国、県の施策の推進状況等を考慮しつつ計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとする。

別表 芦屋市強靱化に資する国庫補助事業

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	所管課	基幹事業名	事業名	事業概要
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	基盤整備課	都市公園・緑地等事業	公園施設長寿命化対策支援事業	芦屋市公園施設長寿命化計画に基づく老朽化した公園施設の更新
			建築住宅課	地域住宅計画に基づく事業	簡易耐震診断推進事業 住宅耐震化促進事業 特定建築物耐震化助成事業	民間所有の住宅に対し耐震診断費用・耐震改修工事費用の助成を行う
				地域住宅計画に基づく事業	公営住宅等整備事業 住宅地区改良事業	若宮町住宅外壁改修工事
			ほいく課	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等整備事業	打出保育所建替工事等（1箇所、令和7年～令和8年予定）
			防災安全課	住環境整備事業	住宅・建築物安全ストック形成事業	住宅・建築物耐震改修事業
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	消防本部 警防課	消防防災施設整備費補助金	消防水利等整備事業	公設防火水槽の耐震化
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	下水道課・ 下水処理場	下水道事業	公共下水道事業	雨水貯留管等設置 下水処理場整備（老朽化対策・地震対策） 抽水場整備（老朽化対策・地震対策）
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	管理課	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金	精道小、宮川小以外の小中学校全て・大規模改造（空調）屋体新設事業（令和7年度） 精道小学校・大規模改造（空調）事業（令和7年度）
				地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等事業	特別養護老人ホーム「陽光苑」の非常用自家発電設備整備事業（1箇所、令和7年度）
			高齢介護課	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等事業	グループホーム「陽光苑」の非常用自家発電設備整備事業（1箇所、令和7年度）
				地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等事業	グループホーム「芦屋ケアセンターそよ風」の非常用自家発電設備整備事業（1箇所、令和7年度）
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	基盤整備課	無電柱化推進計画事業	無電柱化推進事業	芦屋市無電柱化推進計画に基づく無電柱化整備
				道路更新防災対策事業	道路メンテナンス事業	芦屋市道路橋長寿命化修繕計画に基づく道路橋の修繕等 芦屋市横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく横断歩道橋の修繕等 芦屋市大型カルバート長寿命化修繕計画に基づく大型カルバートの修繕等 芦屋市門型標識等長寿命化修繕計画に基づく門型標識等の修繕等
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	環境施設課	循環型社会形成推進交付金事業	芦屋市環境処理センター施設整備事業	ごみ処理施設の整備事業他
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	消防本部 警防課	緊急消防援助隊設備整備費補助金	消防車両整備事業	消防車両の更新
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止	道路・公園課	地籍調査事業（負担金）	地籍調査事業	国道43号以北国道2号以南区域のうち、打出町・若宮町・春日町・打出小槌町地内において地籍調査（街区境界調査）を2項委託で実施
		5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	下水道課・ 下水処理場	下水道事業	公共下水道事業	管路施設改築（老朽化対策・地震対策） 下水処理場整備（老朽化対策・地震対策）